



税の申告相談

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)



平成24年分所得の申告時期となりました。平成24年中の所得について計算の上、申告してください。申告の対象は、所得税、市県民税、国民健康保険税です。なお、来庁の際は、事前に申告者本人が申告書を作成の上、必要な書類、証明書、印鑑を持参してください。

相談会場と日時は下表のとおりです。

月 日	2月								3月							時 間 税務署以外は12:00～13:00の間、相談を行っています。						
	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1	4	5	6	7	8		11	12	13	14	15	
会 場	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金		
豊岡税務署別館 1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00～17:00
市役所本庁舎東庁舎別館 3階 城崎総合支所 竹野総合支所 日高総合支所 出石総合支所 但東総合支所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8:30～16:00
じばさん但馬 6階		●		●	●	●	●	●	●	●		●										9:30～16:00
城崎大会議館 2階			●						●													
豊岡市商工会竹野支所 1階			●			●		●														
豊岡市商工会日高支所 2階			●	●		●	●		●	●												
豊岡市商工会出石支所 1階			●		●		●		●													
但馬ちりめん振興館				●				●														

※○印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物の譲渡所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。都合の良い日時・会場を利用してください。

※市役所本庁舎は、新庁舎建設工事のため、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ豊岡駅前駐車場または公共交通機関を利用してください。

※豊岡税務署は、駐車場に限りがあります。お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用してください。

■夜間相談

月日	会 場	時 間
3月1日 (金)	・市役所本庁舎東庁舎別館 3階 ・城崎総合支所 ・竹野総合支所 ・日高総合支所 ・出石総合支所 ・但東総合支所	18:00 } 20:00

■休日相談

月日	会 場	時 間
3月10日 (日)	・市役所本庁舎東庁舎別館 3階 ・城崎総合支所 ・竹野総合支所 ・日高総合支所 ・出石総合支所 ・但東総合支所	8:30 } 11:30

※市役所本庁および各総合支所での申告相談の午前の受付は11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。

【問合せ】《所得税》豊岡税務署 ☎22-2101
《市県民税・国民健康保険税》
税務課市民税係 ☎21-9045